

広情個審第71号  
令和7年10月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年7月2日付け広地コ第9号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第393号事案）

# 答 申 書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諒問事案】

令和7年7月2日付け広地コ第9号の諒問事案（諒問第393号事案）

令和7年4月21日付けの情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年5月7日付け広島市指令地コ第10号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）に対する同月19日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### （1） 審査請求の趣旨

本件不開示決定を取り消し、東区牛田早稲田学区から提出された令和6年度「ひろしまLMO」運営に係る、早稲田学区集会所2階改修工事（倉庫整備）の業者見積書一式及び盆踊り大会に係る業者見積書一式並びに同学区から提出された令和7年度「ひろしまLMO」運営に係る運営助成金交付申請書一式（以下「本件文書」という。）の提出を求める。

### （2） 審査請求の理由

ア 広島型地域運営組織「ひろしまLMO」（以下「ひろしまLMO」という。）の透明性については市議会でも質疑が行われているものであり、ひろしまLMO活動の正当性及び透明性を証明するためにも文書を開示すべきである。

イ 情報開示請求した業者見積書は工事の必要性や妥当性等を証明する重要な書類であり、そもそも担当部門が取得していないこと自体、職員の職務怠慢である。

ウ ひろしまLMOの活動は地域の課題を解決するために行うものである。1年単位の枠取り予算の範囲内で行うものではない。また、その範囲内で課題が解決できるものでもない。予算編成時に事業計画が提出されていない事が、事業計画の正当性がないことを証明するようなものである。

## 3 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人は、令和6年度に実施した、早稲田学区集会所2階を拠点としている早稲田学区社会福祉協議会の拠点事務所改修工事（倉庫整備）に係る業者見積書一式及び盆踊り大会に関わる業者見積書一式について公文書開示請求を行い、本市は、当該文書が不存在であるとして公文書不存在通知書を交付した。
- (2) 当該文書については、当該改修工事及び盆踊りを実施するに当たり、ひろしまＬＭＯ運営助成金の交付を行う手続において、提出を求めていない。そのため本市では当該文書を保有しておらず、公文書不存在通知書を交付したものである。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

実施機関の弁明書等には本件文書の提出を求めていないとの記載があるが、当審査会が実施機関にひろしまＬＭＯ運営助成金の制度について確認したところ、同助成金の交付は、実施機関が広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に出資した資金を原資に、市社協がひろしまＬＭＯから交付申請を受け、実施機関ではなく市社協においてこれを審査した後、市社協が交付決定を行っているものであり、また、交付申請の際に見積書の提出は必須となっていないとの説明である。

当審査会では、実施機関から提出のあった交付申請書様式により、宛名が市社協であること及び必要添付書類に見積書の記載がないことを確認した。

実施機関の説明する制度設計に照らせば、そもそも実施機関は本件文書の提出先ではないため、本件文書を保有していないという実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が、本件開示請求に対して行った本件不開示決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は、担当部門が本件文書を取得していないこと自体、職員の職務怠慢である等と主張しているが、当審査会はこの点について判断する立場はない。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7. 7. 2	広地コ第9号の諮問を受理（諮問第393号で受理）
R 7. 8. 19 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 7. 9. 16 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 7. 10. 21 (第3回審査会)	第3部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿  
(五十音順)

氏名	役職名
福永実 (部会長)	広島大学大学院教授
松田健之介	弁護士
山中和久	株式会社中国新聞社論説委員室主幹